

検討を進める上での論点 - 類型化

- 農山村の特性は地域によって多様である。また、こうした特性が地域の社会・経済活動に及ぼす影響は極めて大きい。
- こうした地域特性を考慮すれば、農山村を単一の地域として取り扱うのではなく、いくつかの種類化した上で検討を行うべきであると考えられる。

論点

- 最低限どのレベルまで類型化することが妥当か。
- 類型化にあたって考慮すべき指標は何か。
 - 人口
 - 地目別土地面積
 - バイオマス資源の賦存状況
 - 大都市からの距離 / 等

(参考) 類型化の例

人口や地目別土地面積による類型



出所) 林野庁「森林・林業白書」(2006)より作成

資源賦存量による類型

地域	定義
都市的地域	・可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上またはDID(人口集中地区)人口2万人以上の市町村 ・可住地に占める住宅等率が60%以上で、人口密度500人以上の市町村
平地農業地域	・耕地率20%以上かつ林野率50%未満の市町村 ・耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の市町村
中間農業地域	・耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の市町村 ・耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の市町村
山間農業地域	・林野率80%以上かつ耕地率10%未満の市町村

出所) 農業統計に用いる農業地域類型

項目	種別
木質	林地残材、製材所廃材、建築解体廃材 / 等
農業	稲わら、もみ殻 / 等
畜産	乳用牛、肉用牛、豚、鶏 / 等
食品	生活系厨芥類、動植物性残渣 / 等

検討を進める上での論点 - 類型化

● 本SWGにおける農山村の類型化案

Step 1

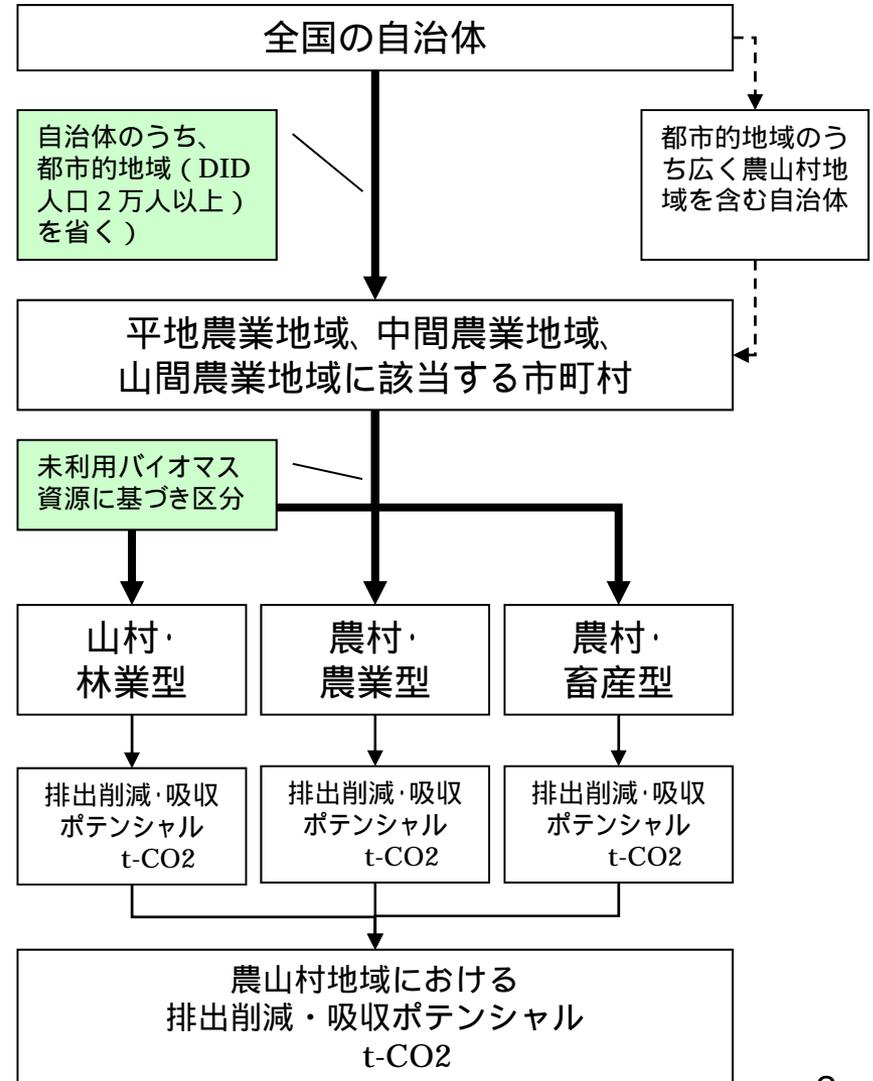
- 全国の自治体（市町村）のうち、「農業地域類型区分」（農林水産省）において「平地農業地域」「中間農業地域」「山間農業地域」に該当する自治体を農山村として抽出。
- 但し、市町村内に十分な農山村地域を有するものの、上記3区分に該当しない自治体（浜松市等）については、農山村として追加的に抽出。

Step 2

- 農山村として抽出した自治体を未利用バイオマス賦存量（木質系バイオマス、農業系バイオマス、畜産バイオマス等）に基づき『山村・林業型』『農村・農業型』『農村・畜産型』の3種類に区分する。

Step 3

- 類型化した市町村について、バイオマス活用のポテンシャルを推計。



検討を進める上での論点 - 効果の定量評価

- 農山村の特性は地域によって多様であるため、たとえ類型化を行ってもボトムアップでの効果の定量化には高い不確実性が伴うと考えられる。
- 農山村地域と都市地域を切り分けて排出・吸収量を算定することは、データ利用可能性の観点から困難であると考えられる。
- 農山村分野では、対策の直接的な効果の他、間接的な効果（複数の対策による相乗効果等）も見込まれるが、これらの効果を定量化することは必ずしも容易ではない。

論点

- 本SWGでは、農山村地域に関する対策の直接的な効果のみを定量化することとし、間接的な効果は専門家ヒアリング等に基づき定性的に評価することの方針でよい（なお、算定を実施する上での前提条件や方法に関する情報は明確にすることとする）。

